

## 福井県立大学研究等における人権擁護・倫理委員会規程

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第75号

(設置)

**第1条** 公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号)第8条第1項に規定する委員会として、研究等における人権擁護にかかる倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、福井県立大学における人間を対象とする研究および臨床応用(以下「研究等」という。)について、「ヘルシンキ宣言」、「看護者の倫理綱領」、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」、「疫学研究に関する倫理指針」等の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的とする。

(所管事項)

**第3条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究等における人権擁護に関する倫理のあり方に係る基本的事項
- (2) 研究等に係る研究計画書の倫理上の審査

(組織)

**第4条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護福祉学部長
- (2) 看護福祉学部看護学科の教授 1人
- (3) 看護福祉学部社会福祉学科の教授 1人
- (4) 経済学部の教授 1人
- (5) 生物資源学部の教授 1人
- (6) 海洋生物資源学部の教授 1人
- (7) 学術教養センターの教授 1人
- (8) 福井県立大学以外の学識経験者 1人
- (9) その他委員会が必要と認めた者 若干名

2 前項第1号の委員は、学長が任命する。

3 第1項第2号から第7号までの委員は、各学部長または学術教養センター長の推薦に基づき学長が任命する。

4 第1項第7号および第8号の委員は、学長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(委員長等)

**第5条** 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

**第6条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(申請)

**第7条** 研究等を行おうとする者は、倫理審査申請書(様式第1号または様式第2号)に計画書その他必要な添付書類を添えて委員長に提出しなければならない。ただし、学生が申請するにあたっては、指導教員の連署を必要とする。

2 委員長は、申請を受理したときは、速やかに委員会に審査を付託しなければならない。

(審査)

**第8条** 委員会は、前条第2項の規定により付託された申請について、速やかに審査を行わなければならない。

2 審査の結論は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

3 委員会は、会議に申請者の出席を求め、研究計画等について説明をさせ、または意見を聴くことができる。

4 委員は、自らの申請については、審査に加わることができない。

5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、説明をさせ、または意見を聴くことができる。

6 委員長は、適当と判断される場合には、書面による委員の意見聴取をもって審査に代えることができる。この場合において、第2項中「出席委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(審査基準)

**第9条** 委員会は、審査を行うに当たり、次に掲げる観点から検討しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人（以下「個人」という。）の人権の擁護
- (2) 個人の理解を求め、同意を得る方法の適否
- (3) 研究等を実施することによって予測される社会的な影響
- (4) 研究等によって生じる個人への危険性と不利益
- (5) その他人権擁護に関する倫理的問題に対する配慮

(秘密の保持)

**第10条** 委員会は、個人および申請者のプライバシーを保護するため、審査経過および審査結果を公表してはならない。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、申請者の同意を得て、審査結果を公表することができる。

(結果の通知)

**第11条** 委員長は、審査が終了したときは、審査結果を審査結果通知書（様式第3号または様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

2 前項の審査結果は、次の各号のいずれかとし、審査における少数意見を併記するとともに、第2号から第4号の場合にあっては、その理由を付記しなければならない。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 研究等計画変更の勧告
- (4) 不承認

3 審査結果は、記録に留めなければならない。

4 申請者は、審査結果に疑義がある場合は、書面をもって委員長に照会することができる。

(庶務)

**第12条** 委員会の庶務は、事務局において行う。

(その他)

**第13条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から適用する。